

VI-493
6-82
519

大学自治法 審議資料（第三回） 大学基準協会

春山 53

（目的）

一、この法律は、大学に対する官僚的統制と大小の政治的影響とを排し、大学をして、その使命（最高教育の充實、研究の自由及び学問水準の向上）を、完全に達成させるために、大学の民主的な自治的運営の基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

二、この基準はすべての国立大学についてその運営の基準を定める。

（機関）

三、国立大学には理事会、教授会及び学長を置く。

（理事会）

四、大学の教育及び研究に理解ある識見高き公正な理事を選定して理事会を組織する。

五、新たに理事会（

）を組織する場合は、国立大学毎に理事推薦委員会を設け、理事候補者を選定する。

（註）理事推薦委員会の構成は後日審議決定の筈

六、理事は内閣が理事候補者の中からこれを委嘱する。

七、理事会成立以後に於ける理事候補者の選定は別にこれを定める。

八、理事の数は五名以上とする。

（理事の任期）

九、理事の任期は三年を超えないのを常例とする。

一〇、理事は一年毎にその三分の一が改任されるのを常例とする。

（理事会の権限）

一一、理事会は左の事項を審議決定する。

イ、教育方針の大綱の認許

ロ、予算案の認許

ハ、学長の選任の認定

（註）理事会の審議事項は更に審議の予定）

一二、理事会は前條に掲げた事項について、大学教育審議会に意見を建議することができる。

(教授会の組織)

- 一三、教授会は教授を以て組織する。
- 一四、学長において必要と認める場合は、助教授又はその他の職員を教授会に列席させることができる。

(教授会の権限)

- 一五、教授会は左の事項を審議する。
 - イ、学部及び学科の設置及び廃止
 - ロ、講堂の設置及び廃止に關する事項
 - ハ、研究の企画
 - ニ、大学部内の制規
 - ホ、その他学長の諮問する事項
- 一六、教授会は大学教育に關する事項につき学長を通じて意見を理事会に建議することができる。
- 一七、議會大学にあつては、各学部長及び各学部の教授二名以内を以て評議會を組織する。
- 一八、教授会の審議事項は、これを評議會との間に適當に分割することができらる。

(学長の選任)

- 一九、学長の選任に當つては、大学の教職員の意見が反映される如き手續によらなければならぬ。

(学長の権限)

- 二〇、学長は左の事項を掌る。
 - イ、教授、助教授及び助手の任用、解職、休職及び賞罰に關する事項
 - ロ、事務職員の任用、解職、休職及び賞罰に關する事項
 - ハ、予算編成の資料に關する事項
 - ニ、予算の執行
 - ホ、その他学内行政に關する事項
- 二一、学長は前條の所掌事項について、理事会に対し責任を負う。
- 二二、学長は教授及び助教授の任用、解職及び休職に當つては、教授会に諮りその賛同を得ることを要する。

